<u>[3-27]</u>

、3-27】 湾・灘の区分	田門端					=
取組の名称	周防灘 25 大學到今份第二日					
	緑地、史跡、名勝、天然記念物等の保全					
事業期間及び事業	事業期間:平成28年度~(継続)					
費	事業費:一					
事業体制	山口県環境生活部自然保護課(緑地等保全)					
	山口県教育庁社会教育・文化財課(史跡、名勝、天然記念物等)					
事業の背景・目的	山口県自然環境保全条例に基づき、森林、湖沼、渓谷等の所在する地域の					
	うち、良好な自然環境を形成している緑地の区域等を保全するため、10か所の緑地環境保全地域を指定するとともに、植物等で住民に親しまれているもの。 一番活動 (アイ・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス					
	の、学術的価値のあるものなどを自然記念物として、33か所指定。					
事業場所の詳細	緑地環境保全地域等の位置図					
	● 緑地環境保全地域					
	○ 自然記念物 御山神社御林 ミヤマウメモドキ鞭落					
	● 自然海浜保全地区					
事業内容	●緑地等の保全 ・山口県自然環境保全条例に基づき指定されている緑地環境保全地区及び					
7 7/8/ 7 1						
	自然記念物について、山口県自然保護指導員を配置し、自然環境の適切					
	な保全等を実施。 ●史跡、名勝、天然記念物等の保全 ・文化財の景観・環境を保全するため、法又は条例に基づく規制を徹底し、新たな指定を含めた保護対策を実施					
	., ., ., ., ., ., .,			H27末	H30末	
			特別天然記念物	3	4	
		国指定	史跡 名勝	10	43 10	
	史跡、名勝、天然記念物等の 国・県指定数に係る指標の推移		天然記念物	40	44	
			史跡	31	31	
		県指定	名勝 天然記念物	5 52	5	
取組による効果・影	L	心 更				れた自然を適正に促 になる
響及びその判断基	開発行為等について、必要な規制と調整を行い、すぐれた自然を適正に保 全している。					
準等	土している。					
現状での課題	なし。					
今後の予定等	引き続き、適切な管理や指導を実施。					
取組事例についての	・山口県環境白書					
発表資料等	・瀬戸内海環境保全小	委員	会(第 15 回)	資料		
情報提供元	山口県					
时似此四儿	н н ж					